

埼玉県人権施策推進指針（案）に対する御意見と県の考え方

「反映状況の区分」

A：意見を反映し、案を修正した B：すでに案で対応が済んでいる

C：案の修正はしないが、実施段階で参考にしていく D：意見を反映できなかった E：その他

| 整理番号 | ページ | 分野 | 御意見の趣旨 | 県の考え方 | 件数 | 反映状況 |
|------|-----|-------------------------|---|--|----|------|
| 1 | 3 | 第2章 目標 | 「2 指針の性格」の（3）の文中、地方公共団体の責務とあるが、部落差別解消推進法の「地方公共団体の責務」は謳わないのか。 | 部落差別解消推進法については、第4章 4 同和問題（部落差別）の中に記載しています。 | 1 | D |
| 2 | 5 | 第3章 推進方向 | 「第3章 人権施策の推進」（P5）の「また、女性、子供、高齢者・・・重点的に取り組むべき分野 別人権課題として施策を展開します」の一文が長すぎて理解しにくいいため、書き方を工夫したらどうか。 | また、重点的に取り組むべき分野別人権課題として、女性、子供、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、HIV感染者*等、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮に加えて、性的指向*・性自認についての施策を展開します。 | 1 | A |
| 3 | 5 | 第3章 推進方向 | 5ページ4段落目 また、～ 同和問題の後に同和問題（部落差別）を追記してほしい。 | 御意見を踏まえ、「同和問題（部落差別）」と修正します。 | 1 | A |
| 4 | 5 | 第3章 推進方向 | 表現規制等は盛り込んでではない。 | 表現規制等は盛り込んでおりません。 | 1 | B |
| 5 | 8 | 人権教育 | 6行目「配偶者等へのDV、感染症に関する偏見や差別などの問題」→「配偶者等へのDV、感染症に <u>対する</u> 偏見や差別などの問題」にしてはどうか。 | ここでいう「偏見や差別」は「感染症」に係っています。感染症は偏見や差別の客体ではないため「関する」としています。 | 1 | D |
| 6 | 11 | 人権啓発 | ②企業等への啓発 「公正な採用や昇任」について、障がい者、LGBTQの雇用を追記してはどうか。 | 第3章は人権全般に共通する施策の推進方向を記載したものであり、各施策には関連記載があります。 | 1 | D |
| 7 | 14 | 相談、 支援 | ②相談機関の充実 県民が人権に関する様々な問題について気軽に相談できるように、法務局と連携し、埼玉県内に相談機関の設置をお願いしたい。また、専門相談員の派遣もお願いしたい。 | 相談体制については、今後とも法務局と連携して対応してまいります。 | 3 | C |
| 8 | 14 | 相談、 支援 | 7行目「相談事業の充実、」→相談対応者の能力向上、を追記してはどうか。 | 相談事業の充実には相談対応者の能力向上も含んでいると考えており、施策の展開方向に具体的に記述しました。 | 1 | C |
| 9 | 16 | NPO等 との地 域づく り | 7行目「LGBTQ」→性的少数者の記述を追記してはどうか。 | LGBTQに*を付け、用語解説で説明しています。 | 1 | B |
| 10 | 18 | 女性 | 2行目「・・・セクシャル・ハラスメント、売春など、暴力の根絶は・・・」は「・・・売春などの暴力の根絶は・・・」と「の」を挿入した方が文章がつながる。また、これらを克服というより根絶、撲滅等の表現の方がふさわしいのではないのか。 | 御意見を踏まえ、「売春などの暴力の根絶を図ることは、」と修正します。 | 1 | A |

| 整理番号 | ページ | 分野 | 御意見の趣旨 | 県の考え方 | 件数 | 反映状況 |
|------|-----|----|---|---|----|------|
| 11 | 18 | 女性 | 6行目「災害時や感染症拡大時を契機とした」→「時」は削除してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「災害や感染症拡大を契機とした」と修正します。 | 1 | A |
| 12 | 18 | 女性 | 9行目「男女間の格差是正」→「性別による」にしてはどうか。 | 暴力の背景が固定的性別役割分担意識や経済力の格差など男女の置かれた状況と整理しているため、「男女間の格差是正」という表記としています。 | 1 | D |
| 13 | 18 | 女性 | 12行目「女性に対する暴力を助長させたりする」→「させたり」は削除してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「女性に対する暴力を助長するよう」と修正します。 | 1 | A |
| 14 | 18 | 女性 | P18 4行目及びP19 12行目 「(暴力の)形態に応じた」→「(暴力の)状況に対応した」にしてはどうか。 | 内閣府がDVを説明する際に、「様々な形態の暴力がある」と表現しているため、合わせて記載しました。 なお、内閣府HPに「暴力の形態」という表現があります。 | 1 | D |
| 15 | 18 | 女性 | 「無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)を加えたらどうか。 | 御意見を踏まえ、P18 11行目を「メディアにおいて固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)、女性に対する暴力を助長…」と修正します。 | 1 | A |
| 16 | 18 | 女性 | 暴力を助長させる表現について、「留意」を求めるには根拠が希薄。留意を求める主体は何か、この要求に妥当性があるのか。 | 近年、自治体の広報で問題となっている表現は、女性を性的対象物として描いていたり、これまでの固定的な性別役割分担意識にとらわれた表現への批判だと考えられます。 自治体の広報では、見る人が不快にならないような表現が求められると考えます。 | 1 | E |
| 17 | 19 | 女性 | ②「あらゆる暴力から女性を守るための相談、支援体制の充実」にデートDVに関する内容を追記してはどうか。 | デートDVは「あらゆる暴力」として列挙している「DV」に含まれています。引き続き、重要な課題となっているデートDVについて、取組を推進してまいります。 | 1 | C |
| 18 | 19 | 女性 | ②「社会福祉施設など、地域社会においても」→「地域社会を含むあらゆる場面」を追記してはどうか。 | 地域社会の中に、地域におけるあらゆる場面も含まれるため、「地域社会」という表記をしております。 | 1 | D |
| 19 | 19 | 女性 | 2行目「メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組を働きかけていきます。」という一文について、なぜ女性の人権を特に扱うのか。 | 配偶者等からの暴力や、性犯罪・性暴力、セクシャル・ハラスメントなど、女性に対する重大な人権侵害が課題となっているためです。 | 1 | E |
| 20 | 20 | 子供 | 【施策の展開方向】1行目 「しつけの対象とみるだけでなく」は不要ではないか。かえて「しつけの対象」という見方を強く肯定しているようで、違和感がある。 | 御意見を踏まえ、「しつけの対象とみるだけでなく」の文言を削除します。 | 1 | A |

| 整理番号 | ページ | 分野 | 御意見の趣旨 | 県の考え方 | 件数 | 反映状況 |
|------|-----|-----|---|--|----|------|
| 21 | 20 | 子供 | 子供の「供」の文字についての、県の見解をふまえ、脚注などにひらがな記載しない理由などを明記してほしい。 | 公文書に用いる漢字は、公文例規定に基づき、常用漢字表の本表及び付表によるものとし、「子供」と表記します。 | 2 | D |
| 22 | 20 | 子供 | 【施策の展開方向】1行目 「しつけの対象とみるだけでなく」→「みるのではなく」にしてはどうか。 | 整理番号20のとおり対応します。 | 1 | C |
| 23 | 20 | 子供 | ①「自分や他人の人権を」→「他者の人権」にしてはどうか。 | 御意見を踏まえ、「自分や他者の人権を」と修正します。 | 1 | A |
| 24 | 21 | 子供 | ④「性に関する指導の充実を図り」→「性に関する正しい知識と理解を深める指導の充実を図るとともに」、を追記してはどうか。 | 「性に関する指導」は、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動できるようにすることを目的に実施しています。指導の内容には御提案いただいた「正しい知識と理解を深める」ことも含まれることから、充実へ向けた取組を実施する際に参考とさせていただきます。 | 1 | C |
| 25 | 22 | 高齢者 | 5行目「高齢者を年齢などにより一律に弱者と見るような誤った」→「見るといった」にしてはどうか。 | 御意見を踏まえ、「高齢者を年齢などにより一律に捉えるといった誤った理解が」と修正しました。 | 1 | A |
| 26 | 22 | 高齢者 | 【施策の展開方向】3行目 「介護サービスの選択・利用や自主活動の展開」→「展開」という表現が不自然ではないか。 | 御意見を踏まえ、「介護サービスの選択・利用や自主活動への参加」と修正します。 | 1 | A |
| 27 | 22 | 高齢者 | 【施策の展開方向】6行目 「権利の擁護についての方策を推進します」→「方策」という表現が不自然ではないか。 | 御意見を踏まえ、「特に、判断能力が不十分な認知症高齢者の権利の擁護についての施策を推進します」と修正します。 | 1 | A |
| 28 | 22 | 高齢者 | ②「地域包括支援センターなどを活用し」→「の機能を高め」にしてはどうか。 | 「機能を高め」という文言の場合、現在相談を実施していないが機能を強化し相談に応じられるようにするという印象になるため、現行のままとさせていただきます。 | 1 | D |
| 29 | 23 | 高齢者 | ⑤「社会参加することができるように、普及啓発」→何の普及啓発か？ | 「福祉のまちづくりに関する普及啓発」と本文に追加します。 第4章「4 障害のある人」にも同様の記述がありますので、併せて修正します。 | 1 | A |
| 30 | 23 | 高齢者 | 「健康で意欲と能力がある限り年齢にかかわらず」→「健康で意欲のある高齢者が能力に応じて」にしてはどうか。 | 御意見を踏まえ、「意欲ある高齢者が年齢に関わりなく」と修正します。 | 1 | A |

| 整理番号 | ページ | 分野 | 御意見の趣旨 | 県の考え方 | 件数 | 反映状況 |
|------|-----|--------|--|---|----|------|
| 31 | 24 | 障害のある人 | 障害の「害」の文字についての、県の見解をふまえ、脚注などにひらがな記載しない理由などを明記してほしい。 | 公文書に用いる漢字は、公文例規定に基づき、常用漢字表の本表及び付表によるものとし、「障害」と表記します。 | 2 | D |
| 32 | 24 | 障害のある人 | 「障害」の文言について、「障がい」と表記したほうが人権に配慮した文になるのではないのでしょうか。 | 公文書に用いる漢字は、公文例規定に基づき、常用漢字表の本表及び付表によるものとし、「障害」と表記します。 | 4 | D |
| 33 | 24 | 障害のある人 | 1行目「障害のある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁～制度面での障壁など」の一文は入れ替えた方が読みやすい→「障害のある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するためには、」の後に続けてはどうか。 | 御意見を踏まえ、「障害のある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するためには、障害のある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁など、取り除かなければならない多くの障壁があります。」と修正します。 | 1 | A |
| 34 | 25 | 障害のある人 | 「エレベータ」→「エレベーター」に修正。 | 御意見を踏まえ、「エレベーター」と修正します。 | 1 | A |
| 35 | 25 | 障害のある人 | ホームドアの設置の促進の記述を加えてはどうか。 | 御意見を踏まえ、修正します。 (P25 ⑦) 鉄道やバスを利用しやすくするため、鉄道駅へのホームドア、エレベーターの設置やノンステップバスの導入等を促進します。 (P23 ⑤) 鉄道やバスを利用しやすくするため、鉄道駅へのホームドア、エレベーターの設置やノンステップバスの導入等を促進します。 ※P25と言い回しをあわせるもの（高齢者にかかるもの） | 1 | A |
| 36 | 26 | 同和問題 | 部落差別解消推進法の意義と位置づけを明確にしてほしい。 | 【現状と課題】の中で、法の目的について記載しております。 | 42 | B |
| 37 | 26 | 同和問題 | インターネット上の差別情報削除に向けた市町村のモニタリング事業について記載してほしい。 | 指針については、県の施策を記載するものであるため、市町村のモニタリング事業の記載はしていません。 | 24 | D |
| 38 | 26 | 同和問題 | 部落差別に関連して、戸籍・住民票の不正取得防止のため、事前登録型本人通知制度の意義を記載してほしい。 | 指針については、県の施策を記載するものであるため、記載していません。 | 33 | D |
| 39 | 27 | 同和問題 | ①同和教育について、学校だけでなく「社会教育」という項目を設けて推進について記載してほしい。 | 人権教育については「学校等における人権教育」「家庭、地域社会における人権教育」として推進しています。家庭や地域社会においても、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する学習機会の提供等により、人権教育の充実を図ってまいります。 | 38 | C |

| 整理番号 | ページ | 分野 | 御意見の趣旨 | 県の考え方 | 件数 | 反映状況 |
|------|-----|------|---|---|----|------|
| 40 | 26 | 同和問題 | ③インターネット上の人権侵害情報の拡散防止について、東京地方裁判所は2021年9月27日、被差別部落の地名リストを掲載することは違法と認定し、ネット削除の判決を出しました。「被差別部落の地名リスト掲載は違法」の司法判断について記載してほしい。 | 上級審にて裁判が継続中であるため、当該司法判断の記載はしていません。 | 29 | D |
| 41 | 26 | 同和問題 | 埼玉県が実施した「人権に関する県民意識調査」の中の結婚に関する調査結果について記載してほしい。 | 御意見を踏まえ、P26に以下の文章を追加します。 「2020（令和2）年度に埼玉県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「お子さんの結婚相手が同和地区出身者であると分かった場合あなたはどう思いますか」という問いに対して、「子どもの意思を尊重する」が60.3%と最も高くなっています。一方、「ややこだわりがある」又は「反対だが、子どもの意思を尊重する」などの忌避意識を感じさせる回答が25.1%となっています。」 | 73 | A |
| 42 | 26 | 同和問題 | 就職差別を防止するためにも公正採用選考人権啓発推進員制度の意義について記載して頂きたい。 | 用語解説に記載します。 | 36 | A |
| 43 | 26 | 同和問題 | 相談体制の充実に取り込む項を新たに加えて頂きたい。 | 御意見を踏まえ、P27に、⑤相談体制の充実として以下の文章を追加します。 「県民が人権に関する相談がスムーズにできるよう、人権相談窓口や相談内容に応じた専門相談窓口の周知を、市町村や関係機関と連携して取り組む。」 | 37 | A |
| 44 | 26 | 同和問題 | 同和地区土地調査事件を踏まえて作成された「宅地建物取引業に携わる皆さんへ～宅地建物人権ガイドライン～」の意義について記載して頂きたい。 | P27 本文及び用語解説に記載済みです。 | 28 | B |
| 45 | 27 | 同和問題 | ②心理的差別の解消に向けた啓発活動の推進について、各種団体、公共施設での啓発活動の推進について記載して頂きたい。 | 御意見を参考に、あらゆる機会をとらえ、同和問題の正しい理解と認識が深まるよう啓発活動に努めます。 | 67 | C |
| 46 | 26 | 同和問題 | 1行目「同和問題は、日本の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので・・・」の文中を、「いわれのない身分制度」としてみてはどうか。こうした身分が確定的にあったという印象を与えるのは好ましくない。 | 同和对策審議会答申を参考に表記しています。 | 1 | D |
| 47 | 26 | 同和問題 | 県内の全市町村で導入されている「本人通知制度」について、心理的差別の解消と、不正取得の抑止力となっている取組について、県の見解を含めて、記載することについて検討してほしい。 | 指針については、県の施策を記載するものであるため、記載していません。 | 1 | D |
| 48 | 26 | 同和問題 | 各種調査結果の分析を行い、必要な施策を記載していただきたい。 | 県の意識調査の結果等を参考に、指針の記載を見直しております。 | 1 | B |

| 整理番号 | ページ | 分野 | 御意見の趣旨 | 県の考え方 | 件数 | 反映状況 |
|------|-----|------|--|--|----|------|
| 49 | 26 | 同和問題 | 「部落差別解消推進法」と地方公共団体の関係を明確に記載していただきたい。 | 現時点では、国が地方公共団体との適切な役割分担を具体的に示していないため、記載しておりません。 | 1 | D |
| 50 | 26 | 同和問題 | 全ての「同和問題」→「同和問題（部落差別）」を追記してはどうか。 | 執拗な表現を避けるため、表題で表記しております。 | 1 | D |
| 51 | 27 | 同和問題 | ③インターネット上の人権侵害情報の拡散防止の項目に、差別行為及び差別助長行為、人権侵害情報拡散の防止に向けた有効な法規制を講じるよう国に要望をしていくこととあわせ、差別動画削除に向け、ネット事業者に対し、より踏み込んだ対策の検討を記載してほしい。 | 国において、ネット事業者を含めた検討が進められているため、記載しておりません。 | 1 | D |
| 52 | 27 | 同和問題 | インターネット上の差別行為に対してプロバイダへの削除要請を行うなど、問題の発生防止に向けた施策を記載してほしい。 総務省に対し、インターネット関連団体が差別情報の削除のために自主規制を設けるよう働きかけるとともに、法務局・市町村との連携強化の具体的方策を記載してほしい。 | インターネット上の問題は国レベルで一元的に取り組むことが最も効果的であり、現在、県の要望等を踏まえ、法改正など様々な検討が行われております。 | 1 | D |
| 53 | 27 | 同和問題 | ②教育集会所がある市町村では、教育委員会と地元の小・中学校が協働して集会所学級を運営し、豊かな心の育成と学力の向上を図ることについて記載していただきたい。 | 御意見の趣旨を参考にして施策を推進してまいります。 | 1 | C |
| 54 | 27 | 同和問題 | 「同和地区の所在地情報」の対応、インターネット関連団体へ差別情報削除に向けての規制強化を働きかける記載をしていただきたい。 | インターネット上の問題は国レベルで一元的に取り組むことが最も効果的であり、現在、県の要望等を踏まえ、法改正など様々な検討が行われております。 | 1 | D |
| 55 | 27 | 同和問題 | ③インターネット上に書き込まれた人権侵害情報の対応について、県としての具体的な削除要請に係る対応方針等を記載していただきたい。 | インターネット上の問題は国レベルで一元的に取り組むことが最も効果的であり、現在、県の要望等を踏まえ、法改正など様々な検討が行われております。 | 1 | D |
| 56 | 27 | 同和問題 | インターネット差別書込みのモニタリングによって、差別書込みが発見された場合は埼玉県も削除要請の申立人となっていただきたい。 | 人権侵害情報が県に寄せられた場合は法務局と連携して対応しております。 | 1 | D |
| 57 | 27 | 同和問題 | ③法務省による依命通知（平成30年12月）や本年9月27日の東京地裁判決（被差別部落の地名リスト公開の違法性を認めたもの）等を踏まえ、「同和地区に関する識別情報の摘示」への対応についても追記していただきたい。 | 法務省の依命通知は内部通知であり、また地裁判決については上級審で裁判が継続中であるため、記載しておりません。 | 1 | D |
| 58 | 27 | 同和問題 | ③「人権侵害情報の対応については、法務局と連携して…」→「人権侵害情報の対応については、モニタリング調査を行うとともに法務局と連携して…」と追記してはどうか。 | モニタリングについては、国において一元的に取り組むことが最も効果的であると考えております。 | 1 | D |

| 整理番号 | ページ | 分野 | 御意見の趣旨 | 県の考え方 | 件数 | 反映状況 |
|------|-----|------|---|--|----|------|
| 59 | 27 | 同和問題 | ①人権教育全般について推進することを示してはどうか。 | 改定案では人権教育の推進を前提として、そのうえで具体的な推進方法を記載しています。 | 1 | B |
| 60 | 27 | 同和問題 | 公正採用選考人権啓発推進員制度について、用語解説に加えてほしい。 | 御意見を踏まえ、用語解説に以下を記載します。 「すべての人々の就職の機会均等が保障されるためには、企業が同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解し本人の適正と能力に基づく公正な採用選考を行う必要があります。本制度は、一定規模の事業所（常時使用する従業員の数が80人以上など）において「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を図り、この推進員に対して研修等を行うことにより公正な採用選考システムの確立等を図ることを目的としています。」 | 1 | A |
| 61 | 27 | 同和問題 | 相談体制の充実についても記載していただきたい。あわせて、「人権相談体制の充実」の項目を追加して、法務局や地方方法務局の人権相談所・人権擁護委員と連携して取り組んでいくこと等を記載してほしい。 | 御意見を踏まえ、P27に⑤相談体制の充実として以下の文章を追加します。 「県民が人権に関する相談がスムーズにできるよう、人権相談窓口や相談内容に応じた専門相談窓口の周知を、市町村や関係機関と連携して取り組む。」 | 1 | A |
| 62 | 27 | 同和問題 | インターネット上の問題に関して、市町村支援について記載してほしい。 | 啓発や、人権侵害情報への対応については市町村や国と連携して対応しております。 | 1 | C |
| 63 | 27 | 同和問題 | 「施策の展開方向」に「⑤ 教職員への研修の充実」を加えてはいかがでしょうか。 | 教職員の研修については、7ページ「②人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善」に記載しています。同和問題をはじめとする人権に関する研修の実施等により、教職員の認識を深め、指導力の向上を図ってまいります。 | 1 | B |
| 64 | 28 | 外国人 | 外国人の経済、雇用面の救済といった視点は必要ではないか。十分な就労機会を得られなかったり、働いても低賃金だったりするため、生活困難に陥っている外国人も多いとみられる。 | 既に外国人の就業機会を確保するため、関係機関と連携して就業支援に取り組んでいます。 | 1 | C |
| 65 | 28 | 外国人 | 1行目「少子高齢化が進み、一方で」→「進む一方で」、「外国人材の活用やグローバル化」を追記してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「少子高齢化が進む一方で、外国人材の活用やグローバル化による」と修正します。 | 1 | A |
| 66 | 28 | 外国人 | 5行目「技能実習制度」の改正を→「「技能実習生制度」を改正し」に修正してはどうか。 | 「技能実習制度」の改正、と、「特定技能」の創設等、が並列となっているため、修正はしないこととさせていただきます。 | 1 | D |
| 67 | 28 | 外国人 | 【施策の展開方向】4行目「日本人と外国人住民それぞれが…それぞれの能力を十分に活用できる」→「発揮できる」に修正してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「それぞれの能力を十分に発揮できる環境整備」と修正します。 | 1 | A |
| 68 | 29 | 外国人 | ①「自ら学習するよう啓発」→「学習することができるよう啓発」に修正してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「自ら学習することができるよう」と修正します。 | 1 | A |

| 整理番号 | ページ | 分野 | 御意見の趣旨 | 県の考え方 | 件数 | 反映状況 |
|------|-----|---------|---|---|----|------|
| 69 | 29 | 外国人 | ②「制度についての情報提供」→「行政サービスや各種制度について」を追記してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「行政サービスや各種制度についての情報提供」と修正します。 | 1 | A |
| 70 | 30 | H I V 等 | 7行目「ハンセン病は…治療法が確立しているなど」→「確立していることなど」を追記してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「ハンセン病は…治療法が確立していることなど、」と修正します。 | 1 | A |
| 71 | 30 | H I V 等 | 7行目「普及啓発を行っていきます」→「行います」に修正してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「普及啓発を行います」と修正します。 | 1 | A |
| 72 | 32 | 犯罪被害者等 | 「近隣住民など周囲の人々」→「周囲の人々」に修正してはどうか。 | 地域社会での周りの目について表現するため、「近隣住民など」という表記をしています。 | 1 | D |
| 73 | 33 | 犯罪被害者等 | ②「犯罪被害者等の経済的負担を軽減するために」→「犯罪被害者等に対し、」（後段と重複しているため）に修正してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「犯罪被害者に対し、経済的な助成に関する…」と修正します。 | 1 | A |
| 74 | 34 | アイヌの人々 | 「アイヌ民族独自の文化が失われてきました」→「失われつつあります」に修正してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「失われつつあります」と修正します。 | 1 | A |
| 75 | 35 | インターネット | 「モニタリング」について記載していただきたい。また、法規制を講じるよう国に要望する旨の記載を追記していただきたい。 | モニタリングについては、国において一元的に取り組むことが最も効果的であると考えます。また、国への要望についてはP27に記載しております。 | 2 | D |
| 76 | 35 | インターネット | 匿名で自由な発信を行う権利は守られねばならない。また、差別を助長する表現も明確な判断基準を設けられるのか疑義がある。 | ネット上の人権侵害問題については、表現の自由に最大限の配慮をしつつ国において議論されているところであるため、御意見として受け止めます。 | 1 | E |
| 77 | 38 | 災害時の人権 | 10行目「甚大な被害を及ぼしました」→「もたらしました」に修正してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「甚大な被害をもたらしました。」と修正します。 | 1 | A |
| 78 | 38 | 災害時の人権 | ①災害時の人権について「人権啓発冊子への掲載」ではなく「災害時マニュアル等への掲載」が必要ではないか。 | 「災害時マニュアル」は、一般的に災害時の対応等を防災関係機関向けに定めているものであるため、啓発活動として記載しておりません。 | 1 | D |
| 79 | 38 | 災害時の人権 | ②「性犯罪や配偶者間暴力等」→「DV等」に修正してはどうか。 L G B T Q を含む性的少数者に対する記述も必要ではないか。 | 避難所における性犯罪についても重大な問題であり、「DV等」の記述であると「性犯罪」が不明確になるため、「性犯罪や配偶者間暴力等」という表記をしています。 なお、L G B T Q の記述については、p38の7行目にある「女性など」に含まれています。 | 1 | D |

| 整理番号 | ページ | 分野 | 御意見の趣旨 | 県の考え方 | 件数 | 反映状況 |
|------|-----|----------|--|---|----|------|
| 80 | 39 | 性的指向・性自認 | 県でもLGBTQが相談しやすい環境を整えるべき。 | 県ではLGBTQの相談窓口を3か所開設し、その相互間に加え、市町村とも連携を図るため研修会や意見交換会を開催しているところです。 今後も、当事者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図ってまいります。 | 1 | C |
| 81 | 39 | 性的指向・性自認 | パートナーシップ宣誓制度が県内自治体で導入されていることを踏まえ、県としての行政サービスの検討(例 県営住宅の入居資格など)の方向性など姿勢を示す記載をしてほしい。また、県独自の専門相談窓口の設置について検討してほしい。 | 市町村のパートナーシップ宣誓制度については、今後とも取組の支援を進めていきます。また、相談体制の充実も図ってまいります。 | 1 | C |
| 82 | 39 | 性的指向・性自認 | 市町村で取り組まれている、いわゆる「パートナーシップ制度」の導入や推進について方向性を打ち出していきたい。 | パートナーシップ制度は、婚姻届出制度に代わるものと捉えており、その事務を担う市町村に検討していただきたいと考えております。 | 7 | C |
| 83 | 39 | 性的指向・性自認 | パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度について、県の主導により進めていくことを記載していただきたい。 | パートナーシップ制度は、婚姻届出制度に代わるものと捉えており、その事務を担う市町村に検討していただきたいと考えております。 | 1 | C |
| 84 | 39 | 性的指向・性自認 | LGBTQという言葉について、「LGBTQ+」と記載していただきたい。 | 県では「LGBTQ」で統一して使用しています。 | 1 | D |
| 85 | 39 | 性的指向・性自認 | 「LGBTQ」を「LGBTQをはじめとする性的少数者」と記載してはどうか。 | 県では「LGBTQ」で統一して使用しています。 | 1 | D |
| 86 | 39 | 性的指向・性自認 | 6行目「同性愛等」→「異性愛以外」、「生物学的な性や法的な性が性自認と異なる」→「戸籍上の性が自認する性と異なる」に修正してはどうか。 | LGBTQについては、「異性愛以外」、「戸籍上の性が自認する性と異なる」とは言い切れないため修正は行いません。 | 1 | D |
| 87 | 39 | 性的指向・性自認 | 7行目「LGBTQという言葉はこれらの人々を総称する」→「これらの」は削除してはどうか。 | 前段の～の人を受けています。 | 1 | D |
| 88 | 39 | 性的指向・性自認 | 9行目「差別的な言葉や雰囲気」→「差別的な意識」に修正してはどうか。 | 表出しない意識だけではなく、発せられる言葉や雰囲気に当事者は苦しみを感じていると考えています。 | 1 | D |
| 89 | 39 | 性的指向・性自認 | 21行目「正しい理解促進に取り組むことが必要」→「正しい認識と理解の促進に取り組むことが必要」に修正してはどうか。 | 認識とは、物事をはっきり知り、その意義を正しく理解、弁別することで、理解とは、内容、意味などを知ることです。 県としては、LGBTQについて内容、意味などを知るという意味で理解促進を行ってまいります。 | 1 | D |

| 整理番号 | ページ | 分野 | 御意見の趣旨 | 県の考え方 | 件数 | 反映状況 |
|------|-----|----------|--|---|----|------|
| 90 | 39 | 性的指向・性自認 | 22行目「性の多様性の理解を」→「多様性への理解」を追記してはどうか。 | 「多様性の理解を進め」が表現の意図と合っているため、このような表記をしています。 | 1 | D |
| 91 | 39 | 性的指向・性自認 | 「安心して生きていけるような」→「安心して生活できるような」に修正してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「安心して生活できる環境づくり」と修正します。 | 1 | A |
| 92 | 40 | 性的指向・性自認 | 「施策展開方向④児童生徒の心情等に配慮した対応」(P40)で、「児童生徒の心情等に配慮した対応に努めます」は、可能ならば「児童生徒の心情等に配慮し対応します」とし、姿勢を明確にしてほしい。 | 御意見を踏まえ、「児童生徒の心情等に配慮し対応を進めます。」と修正します。 | 1 | A |
| 93 | 40 | 性的指向・性自認 | P39 2行目、P40③「性的指向や性自認に関して生活上の困難な状況に直面する人々」→「生活上の困難な状況に直面する性的少数者の人々」などに修正してはどうか。 | ここでは、性的少数者に限定しないため、「性的指向や性自認に関して」という表記をしています。 | 1 | D |
| 94 | 40 | 性的指向・性自認 | 3行目「様々な性的指向や性自認を尊重した環境づくり」→「性のあり方を尊重した社会づくり」に修正してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「様々な性のあり方を尊重した社会づくり」と修正します。 | 1 | A |
| 95 | 40 | 性的指向・性自認 | ③「日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整える」→「相談しやすい体制を整える」に修正してはどうか。 | 組織・制度などの体制を整えることに加え、周囲の理解増進と本人が相談しやすい雰囲気作りを含めて「環境を整える」としています。 | 1 | D |
| 96 | 40 | 性的指向・性自認 | ⑤「生活できるよう環境づくり」→「生活できる環境づくり」に修正してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「安心して生活できる環境づくり」と修正します。 | 1 | A |
| 97 | 41 | 様々な人権 | ヤングケアラーについて、「14 様々な人権問題」にヤングケアラーが記載されているが、埼玉県で日本初の「ケアラー」支援条例なので、「2 子供」の項目の記載を充実してほしい。 | ヤングケアラーについては、新しい人権として「14 様々な人権問題」に整理しています。 | 3 | C |
| 98 | 41 | 様々な人権 | 「ヤングケアラー」について、子供・若者の課題として記述し、方向性を打ち出してほしい。 | ヤングケアラーについては、新しい人権として「14 様々な人権問題」に整理しています。 | 3 | C |
| 99 | 41 | 様々な人権 | 無国籍（無戸籍）の問題を加えていただきたい。 | 無国籍（無戸籍）者問題については、重要な問題であり御意見は参考にさせていただきますが、戸籍事務については市町村の事務となっているため、県の指針への記載は行わないこととします。 | 1 | C |

| 整理番号 | ページ | 分野 | 御意見の趣旨 | 県の考え方 | 件数 | 反映状況 |
|------|-----|-------|---|--|----|------|
| 100 | 41 | 様々な人権 | 無戸籍者問題を取り上げてほしい。 | 無国籍（無戸籍）者問題については、重要な問題であり御意見は参考にさせていただきますが、戸籍事務については市町村の事務となっているため、県の指針への記載は行わないこととします。 | 6 | C |
| 101 | 41 | 様々な人権 | 自殺者（自死者）とその家族の人権について取り上げてほしい。 | 自殺者（自死者）とその家族の人権については重要な問題であり、各分野別施策において横断的な人権として施策の実施段階で御意見は参考にさせていただき、指針への記載は行わないこととします。 | 1 | C |
| 102 | 41 | 様々な人権 | (3) 「ハラスメントが起こった場合」→「起きた場合」に修正してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「ハラスメントが起きた場合～」と修正します。 | 1 | A |
| 103 | 41 | 様々な人権 | (4) 「医療的ケアを必要とする子供など、ケアを受ける状況は様々です。」の「ケアを受ける」は削除してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「医療的ケアを必要とする子供など、状況は様々です。」と修正します。 | 1 | A |
| 104 | 41 | 様々な人権 | ヤングケアラーについて、「勉強や仕事など」→「進路など」、「見受けられます」→「ケースもあります」に修正してはどうか。 | 御意見を踏まえ、一部修正します。「勉強や仕事など」を「勉強や進路など」と修正します。「見受けられます」は、実態調査を基にした表記なので、そのままとします。 | 1 | A |
| 105 | 41 | 様々な人権 | 男性の人権を入れるべき。 | 男性の人権については、重要な問題であり、施策の実施段階で御意見は参考にさせていただきますが、指針策定に当たっては、まずは男女共同参画の視点から女性の人権の記載とし、男性の人権についての記載は行わないこととします。 | 1 | C |
| 106 | 41 | 様々な人権 | 高次脳機能障害について指針に明記してほしい。 | 高次脳機能障害については、重要な問題であり御意見は参考にさせていただきます。第4章「4 障害者の人権」に含みます。 | 1 | C |

| 整理 番号 | ペー ジ | 分野 | 御意見の趣旨 | 県の考え方 | 件数 | 反映 状況 |
|----------|---------|------|--|---|----|----------|
| 107 | 43 | 推進体制 | 市町村や郡地域で行う人権施策への財政的・技術的支援を具体的に記載していただきたい。 | 43ページ 第5章 推進体制 2「国、市町村、民間団体との連携」 3段落目に記載しています。 | 1 | B |
| 108 | 43 | 推進体制 | 様々な人権課題について、柔軟かつ幅広く対応するには、地域に密着した活動拠点が必要。 その活動拠点として、埼玉県独自の人権教育・啓発センターの設置について記載していただきたい。 | 県では、様々な人権課題について、柔軟かつ幅広く対応するため、法務局や市町村と連携して人権教育・啓発に取り組んでおります。 御意見については、施策実施にあたり参考にさせていただきます。 | 1 | C |
| 109 | 48 | 用語解説 | (用語解説) 48「地域包括支援センター」 「地域住民」→「地域の高齢者」に修正してはどうか。 | 御意見を踏まえ、「地域の高齢者の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行う。」と修正します。 | 1 | A |
| 110 | 48 | 用語解説 | 用語解説の「同性愛（ホモセクシュアル）」を「ゲイセクシュアル」という用語に変えてほしい。 | ゲイセクシュアルは一般的な言葉とはなっていないため、現行のままとさせていただきます。 | 1 | D |

530